

水防法一部改正による氾濫等の通報における、氾濫発生水位について（狩野川水系）

沼津河川国道事務所

令和 7 年 12 月の水防法の改正を踏まえ、水防法第 24 条の 2 の氾濫等の通報については、河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとされております。

上記に基づき、氾濫等の通報を行うために「氾濫発生水位」を設定することといたしました。

本件につきましては、令和 8 年 3 月に流域各市町へ通知し、以下の設定水位についてご確認を依頼いたしました。その結果、各市町から特段のご意見はございませんでしたことを、ご報告申し上げます。

水系名	河川名	観測所名	氾濫発生水位	氾濫発生水位の 算定箇所
狩野川水系	狩野川	徳倉水位観測所	8.06m	沼津市蛇松地区
		大仁水位観測所	5.60m	伊豆市修善寺地区
	黄瀬川	本宿水位観測所	5.72m	長泉町本宿地区
	大場川	大場水位観測所	9.39m	三島市大場地区
	来光川 柿沢川	蛇ヶ橋水位観測所	9.77m	函南町仁田地区